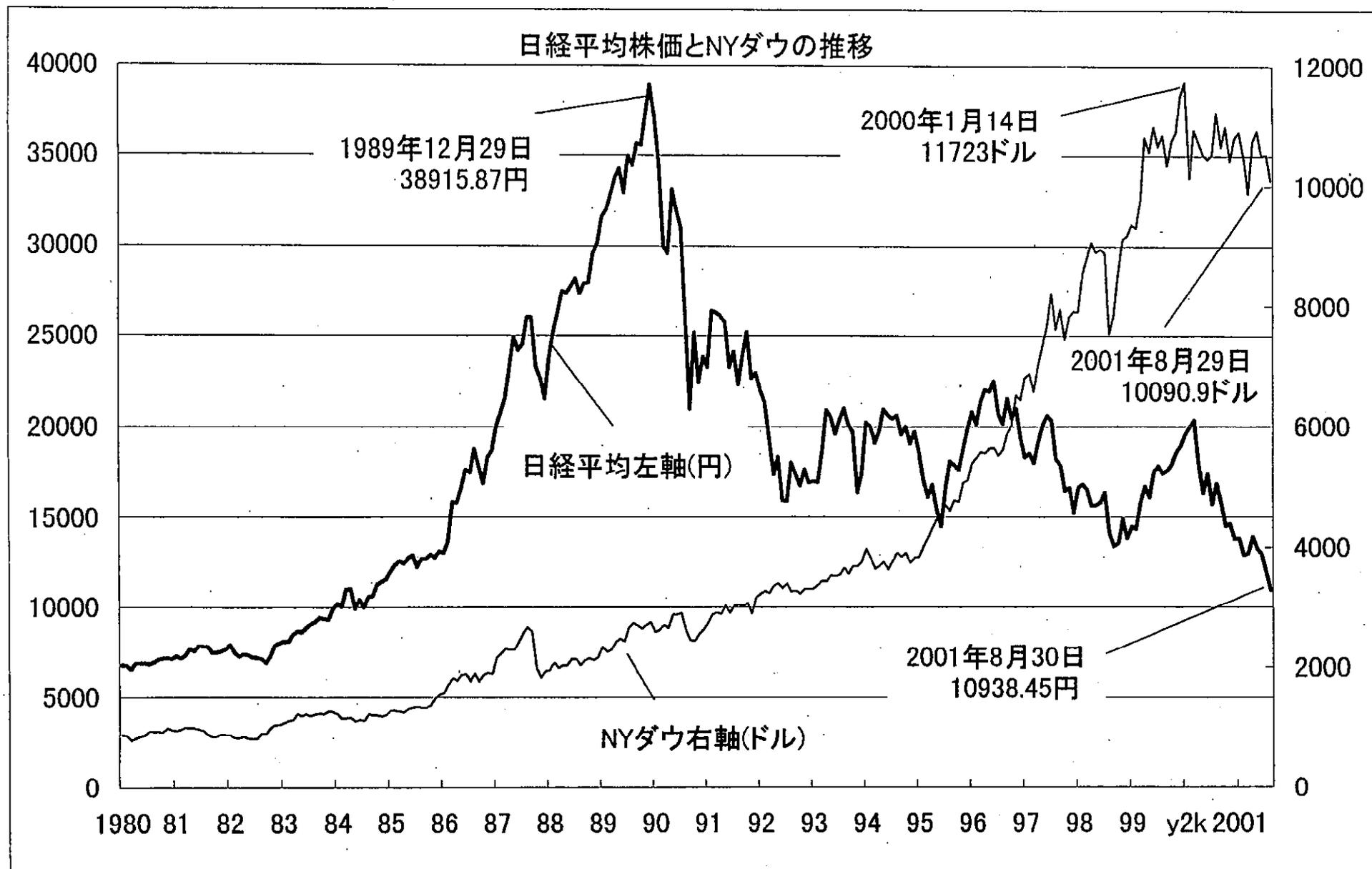


参 考 資 料

平成13年8月31日
日本証券業協会



個人金融資産残高の国際比較(2000年12月末、実数、構成比)

(単位:億円)

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
金融資産残高	13,902,451(100.0%)	38,353,650(100.0%)	5,062,400(100.0%)	3,919,850(100.0%)	3,542,235(100.0%)
有価証券・出資金	1,533,493(11.0%)	19,729,400(51.4%)	1,253,525(24.8%)	1,450,350(37.0%)	1,693,540(47.8%)
株式	664,693(4.8%)	8,053,450(21.0%)	448,525(8.9%)	448,800(11.4%)	1,204,727(34.0%)
出資金	868,800(6.2%)	11,675,950(30.4%)	805,000(15.9%)	1,001,550(25.6%)	488,813(13.8%)
投資信託	337,139(2.4%)	3,515,550(9.2%)	296,625(5.9%)	448,800(11.4%)	291,727(8.2%)
債券等	280,813(2.0%)	2,474,800(6.5%)	78,050(1.5%)	394,350(10.1%)	77,386(2.2%)
現金・預貯金	7,628,515(54.9%)	5,204,900(13.6%)	1,122,275(22.2%)	1,328,250(33.9%)	897,747(25.3%)
保険・年金	3,884,665(27.9%)	11,353,950(29.6%)	2,548,525(50.3%)	1,141,250(29.1%)	826,296(23.3%)
その他	855,778(6.2%)	2,065,400(5.4%)	138,075(2.7%)	0(0%)	124,661(3.5%)

(注)1. 2000年12月末現在の数値を同時期の為替相場で円換算

2. 家計及び対家計民間非営利団体部門(学校法人、宗教法人等)の数値

3. 「株式」は市場価額

4. 「出資金」は株式会社以外への出資、及び、日本・イギリス・フランスは非公開株式を含む

5. 「その他」には預け金、貸出、対外資産、信託受益権等を含む

<備考>2000年中の日本(家計)における「株式+出資金」の割合の推移⇒同年3月末:8.4%(株式は6.7%)、6月末:7.9%(同6.4%)、9月末:7.4%(同5.6%)、12月末:6.6%(同4.8%)

出典: 日本銀行「金融経済統計月報」

National Statistics 「United Kingdom Economic Accounts」

FRB 「flow of accounts」

BANQUE de FRANCE 「Les comptes simplifiés」

Bundesbank 「Monthly Report」

個人投資家のキャピタル・ゲイン、利子、配当に係る税制の各国比較

平成13年 8月

1. キャピタルゲイン課税

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
キャピタルゲイン課税	申告分離と源泉分離の選択制 ① 申告分離…譲渡益に26%の税率で課税 ② 源泉分離…譲渡代金に1.05%の率で課税	総合課税	総合課税 (10%、20%、40%の3段階)	申告分離課税 (26% (うち10%は付加税))	原則非課税 (大口取引、営業用資産としての譲渡、保有期間1年以内の譲渡は総合課税)
・優遇措置 (非課税枠・長期優遇)	長期(1年超)保有の場合、キャピタルゲインから100万円を限度に特別控除される(本年10月以降)。	長期(1年超)保有の場合、キャピタルゲインを他の所得に上積みした場合の限界税率に応じ、優遇税率(20%。通常税率が15%の場合は10%)を適用。	① 年間7,500ポンドまで譲渡益非課税 ② 保有期間に応じた段階的控除(保有期間が4年以上で、課税対象額が最大で25%に減額される)	年間5万フランの譲渡総額まで非課税	① 大口取引(注)については、譲渡益の額に応じて最大20,000マルク控除された上で総合課税。 ② 保有期間1年以内の場合の譲渡益は、1,000マルク以下の場合、非課税。
・損失の他の所得との通算	——	年間3,000ドルを限度に可能	——	——	可能 (大口取引、営業用資産としての譲渡の場合に限る)
・損失の繰越し	——	無期限に可能	無期限に可能	5年間可能	無期限に可能 (大口取引、営業用資産としての譲渡の場合に限る)

(注) 大口取引とは、譲渡前5年間のいずれかの時点で資本の10%以上を保有していた者が一定数量を譲渡する場合の取引をいう。また、2002年から、①大口取引について、これまでの「10%以上を保有」から「1%以上を保有」に変更され、また、②保有期間1年以内の場合の譲渡益が半額に減額されるなどの改正が行われる予定。

[参考]

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
所得税率	10~37% (4段階)	15~39.6% (5段階)	10、22、40% (3段階)	10.5~54% (6段階)	22.9~51% (方程式)

(注) アメリカでは、2001年6月から10年間の計画で大規模な税制改正が実施され、所得税率は、最終的に10~35%の6段階になる予定。

2. 配当課税

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ (注2)
配当課税	総合課税 (ただし、1回の支払いが25万円(年1回50万円)未満の場合には、源泉分離課税(税率35%)の選択可) 少額配当(1回の支払いが5万円(年1回10万円)以下のもの)については、確定申告不要 (源泉徴収20%)	総合課税 (源泉徴収なし) (注1)	総合課税 (他の通常所得に上積みした場合の限界税率に応じ、基本税率(22%)以下に属する部分は10%、それ以外は32.5%で課税) (源泉徴収なし)	総合課税 (源泉徴収なし)	総合課税 (源泉徴収25%)
二重課税への対応	配当税額控除	対応措置なし	インピュテーション方式 (注3)	インピュテーション方式 (注3)	インピュテーション方式 (注3)
備考				利子・配当所得合算で8,000フランの非課税枠あり	利子・配当所得合計で3,000マルクの非課税枠あり

(注) 1. アメリカでは、納税者番号を申請しなかった者は31%の税率で源泉徴収される。

2. ドイツでは、2001年以降、法人税率を25%に一本化し引下げるとともに、2002年の配当分からは、法人が受け取る配当について非課税とするとともに、個人が受け取る配当についてはその半額のみを課税対象所得に算入する半額課税方式が適用される予定。

3. インピュテーション方式とは、受取配当のほか、受取配当に対応する法人税額の全部又は一部に相当する金額を個人株主の所得に加算し、この所得を基礎として算出された所得税額から、この加算した法人税の金額を控除する方式である。

3. 利子課税

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
利子課税	源泉分離課税 (税率20%)	総合課税 (源泉徴収なし) (注)	総合課税 (10%、20%、40%の3段階) (源泉徴収20%)	総合課税(源泉徴収なし)と源泉分離課税(25%(うち10%は付加税))との選択制	総合課税 (22.9%~51%) (源泉徴収30%)

(注) アメリカでは、納税者番号を申請しなかった者は31%の税率で源泉徴収される。また、フランスでは、匿名債券の利子について、60%の源泉徴収を行う。

21世紀における証券会社の基本指針（理事会決議）

平成13年7月2日
日本証券業協会

今世紀における経済成長の礎を築くため、経済構造を間接金融中心から直接金融中心のものへと転換していく必要性が強く求められており、そのためには幅広い投資家層が証券市場に参入することにより、証券市場の活性化を図ることが不可欠となっております。

我々証券会社は、証券投資に関心をお持ちの方がこれまで以上に安心して取引できるような環境を整備し、かつ、より魅力ある証券市場を構築することが、市場仲介者としての重要な責務であると考えております。この責務を全うするため、我々証券会社は、次の事項を常に確認することに心掛け、親しみやすい証券投資の実現に向け、21世紀において、引き続き最大限の努力をしてまいります。

1. お客様それぞれの投資目的や投資資金、投資経験など、お客様のニーズに最も相応しい商品をお勧めし、資産形成のお手伝いをします。
2. お客様の利益を考え、お客様の立場に立った、お客様本位の投資アドバイスに徹します。
3. お客様により良い投資判断を行っていただくよう、多様で魅力ある商品の提供に努めるとともに、正確な情報・データに基づく客観的な投資情報をお届けします。
4. お客様の取引に係るリスク・費用について正しく御理解いただけるよう、分かりやすく親切な説明を行うよう努めます。
5. お客様からの御相談・お問合せに対し、速やか、かつ、ていねいに対応するため、お客様が安心して相談できる体制を整えます。

証券知識啓発5団体プロジェクトの概要

平成13年8月

目的別	13年度アクションプラン	備考
学校向け	<p>■証券市場の機能や役割を中心にわかり易く解説した中高校向けの教材（ビデオ）を開発する。</p>	<p>■30分のビデオを制作中（9月に学校中心に配布する予定）。</p>
	<p>■証券知識の普及・啓発のため、主に中高校を対象に証券界の公式ホームページを作製する。</p>	<p>■学校・一般向けに広く利用でき、双方向機能を付加したものを制作中（9月に稼働する予定）。</p>
	<p>■本プロジェクトとは別に、三団体（日証協、東証、広報センター）で株式学習ゲームのインターネット化を図り、13年度秋に試験的に実施する。</p>	<p>■従来のゲームの機能に、長期投資の考え方を養うことができる機能を付加して、今秋に試験的实施ができるよう現在開発中。</p>
	<p>■中高校の教員に対し、証券会社、投信委託会社等への訪問による実地研修を組み合わせた制度（インターンシップ制度）を創設し、今夏に試験的に実施する。</p>	<p>■8月6～8日及び夏休み期間中に試験的に実施する。証券会社、投信委託会社、証券系研究所、日銀等に訪問し研修を行う。</p>
学校向け及び一般向け	<p>■実務経験豊富な証券界のOB等を講師として、教育現場や地域のコミュニティー、カルチャーセンター等に派遣する「講師登録・派遣制度」を創設する。</p>	<p>■会員証券会社等からの推薦により、100名を超える講師がリストアップされ、同制度を構築中（10月を目途に講師派遣を試験的に実施する予定）。</p>
一般向け	<p>■証券界のイメージ向上のため、教育・啓発的見地に立ったキャッチフレーズ、イメージキャラクターを作成する。</p>	<p>■キャッチフレーズ、イメージキャラクターは企画書案等をもとに検討中（10月4日のイベント時の活用をめざす）。</p>
	<p>■「証券投資の日（10月4日）」週間に、イベントを開催する。その際、キャッチフレーズ、イメージキャラクター、イベント用の教材開発の活用も検討する。</p>	<p>■東京・大阪の2カ所で確定拠出年金制度をテーマにしたシンポジウムや初心者向け証券投資セミナー等を開催する方向で検討中。</p>
	<p>■イベント開催に合わせ、基本的知識修得のための教材（ガイドブック、パンフレット等）を開発する。</p>	<p>■確定拠出年金制度の導入に対応したガイドブック等を企画中</p>
その他	<p>■長期的、継続的に取り組むため、13年度のアクションプランをベースに、その実施状況等を踏まえ中期計画（5年計画）を策定する。</p>	<p>■13年度下半期に策定する予定。</p>

注) 5団体: 日本証券業協会、東京証券取引所、東証正会員協会、投資信託協会、証券広報センター